

松戸市附属機関等の設置及び運営に関する指針・解説

(趣旨)

第1条 この指針は、附属機関等の設置及び運営に関し、公正を確保するとともに、効率化を図るため必要な事項を定めるものとする。

※ 附属機関の設置については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定において、法律又は条例の定めるところによらなければならないことになっています。

これに対し、市長等からの諮問等に基づき、調停、審査、調査等を行う附属機関とは異なり、市政運営や諸計画の策定に当たって、市民、有識者、関係団体等から意見を聴取するために懇談会等を開催することもあります。前者と後者は、行政運営に当たり市民、有識者等の意見を聴取し反映させるという点では類似していますが、全く性質を異にするものです。

こうしたことから、本市が設置する附属機関及び懇談会等の設置及び運営について、^{そこ}齟齬を生じないように、必要な事項をこの指針において定めるものです。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会等の機関であって、学識経験者等の外部の委員その他の構成員により行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査を行うものをいう。
- (2) 懇談会等 調停、審査、審議若しくは調査又は合議体としての意思決定及び意見集約を行うことなく、参加者からの意見聴取、行政運営上の意見交換、情報共有、懇談等の場として設置するものをいう。
- (3) 附属機関等 附属機関及び懇談会等をいう。
- (4) 調停 第三者が紛争の当事者間に立って、当事者の互譲によって事件の妥当な解決を図るよう努力することをいう。

(5) 審査 一定の事柄について結論を導き出すために、その内容をよく調べることをいう。

(6) 審議 執行機関の諮問に応じて調べ議論することをいう。

(7) 調査 事実を調べることをいう。

※附属機関

附属機関は、行政の執行権を有する執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等、行政執行の前提として必要な審査、審議、調査等を行うことを職務とする機関の総称であり、審査会、審議会、調査会等その名称に限定されるものではありません。また、委員は市と任用関係にあることから、附属機関の会議に出席した委員には、労働の対価として報酬が支払われます。

ただし、市長その他の執行機関の補助職員のみから構成されるような内部的な事務処理機関は、附属機関には該当しません。

※懇談会等

懇談会等は、合議制の機関である附属機関とは異なり、市政運営や諸計画の策定に当たって、市民、有識者、関係団体等の参加者からの意見聴取、行政運営上の意見交換、懇談等を行うために開催するものであり、参加者は市と任用関係にはありません。

※附属機関と懇談会等との相違点

附属機関と懇談会等については、前述したように行政運営に当たり市民、有識者等の意見を聴取し反映させるという点では類似していますが、その運営方法や性質は下記の表に示したように大きく異なります。

◎附属機関と懇談会等の相違点

	附属機関	懇談会等
設置根拠	法律・条例	内部規程・決裁等
定数及び定足数	あり	なし
会議の運営	各委員の意見を集約し、合議体として意思決定して表明する。 (表明形式：答申・報告・建議等)	合議体としての意思決定、意見集約を行うことなく、参加者からの意見を、市が聴取して取りまとめる。
委嘱行為	あり（委嘱状・辞令交付）	なし（参加依頼等）
身分	非常勤の特別職	なし
支払	報酬（労働の対価）	報償費（謝礼）
職務等	執行機関の行政執行のため、あるいは行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行う。	任用されていないことから、職務としてではなく、参加者として市の求めに応じ、又は懇談会等の目的に沿った意見の表明若しくは交換を行う。

(附属機関の設置基準)

第3条 法律の規定に基づき設置するもののほか、附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限ること。
- (2) 意見募集手続、個別の意見聴取その他の行政手段で対応することが困難であること。
- (3) 既存の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないものであって、かつ、既存の附属機関を活用することが困難であること。
- (4) 附属機関の設置が臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。

多様化しつつある行政需要に応じるため、市政運営や諸計画等の策定に当たり、専門的な知見を取り入れるとともに、公正で透明性の高い行政運営を行う観点から市民の意思を反映させるため、附属機関を活用しているところですが、新たに附属機関の設置を検討する際は、目的達成の可否を十分検討する必要があります。

- (1) 行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限ること。

外部の者が構成員に加わることなく、職員のみによる内部組織により目的が達成できるものではないか検討することが必要です。

- (2) 意見募集手続、個別の意見聴取その他の行政手段で対応することが困難であること。

専門的な知見や市民の意見を市政に反映させたい場合であっても、附属機関を設置するまでもなく、市民、有識者、関係団体等から直接意見を聴取する機会を設けることにより目的を達成できるものではないか検討することが必要です。

- (3) 既存の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないものであって、かつ、既存の附属機関を活用することが困難であること。

専門的な知見や市民の意見を市政に反映させたい場合において附属機関の設置を検討するときは、設置目的が類似し、又は所掌事務が重複するものはないか確認するとともに、既存の附属機関の設置目的に照らし、所掌事務を変更又は追加することにより目的を達成できるものがある場合は、既存の附属機関を活用し、みだりに附属機関を新設しないことが必要です。

(附属機関の委員の選任基準)

第4条 附属機関の委員の選任に当たっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の設置目的に照らし、幅広い分野、年齢層等の中から適切な人材を確保すること。
- (2) 公正な審査、審議等を行うために、利害関係を有する者を委員として任命することが適切でない場合は、その者を選任しないこと。
- (3) 可能な限り公募による委員の登用に努めること。
- (4) 委員数は、20人以内とすること。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 附属機関の委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定される特別職の公務員であり、代理出席は認められないことから、出席可能な委員を選任すること。
- (6) 同一の附属機関における委員の在任期間は、12年までとすること。ただし、特定の職にある者を充てる場合及び専門分野の学識経験者を充てる場合は、この限りでない。
- (7) 同一の者を委員として選任することができる附属機関の数は、5機関までとすること。ただし、特定の職にある者を充てる場合は、この限りでない。
- (8) 女性委員の登用については、松戸市男女共同参画プランにおける女性委員の登用目標値の達成に努めること。
- (9) 市議会議員については、執行機関と議決機関の権限を明確に分離し、相互に適正な抑制、均衡を図ろうとする地方自治制度の建前から、選任しないこと。ただし、他に適任者がいない場合において、専門的知識、経験等を理由に選任する場合については、この限りでない。
- (10) 市職員の選任については、附属機関の特性に鑑み、附属機関の委員に含めることが必要と認められる場合に限ること。

※ 附属機関の委員を選任するときは、開かれた市政の推進及び簡素で効率的な行政運営を図るため、その機能が十分に発揮されるよう、上記の選任基準に従い、適切な人材を確保するようにします。

(1) 附属機関の設置目的に照らし、幅広い分野、年齢層等の中から適切な人材を確保すること。

附属機関は、市政に対する市民の意見の反映、公正な行政運営の確保、専門知識の導入、行政施策推進のための総合調整等を目的として設置されるものであることから、委員の選任に当たっては、年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮して、附属機関の設置目的に適う人材を確保することが求められます。

(2) 公正な審査、審議等を行うために、利害関係を有する者を委員として任命することが適切でない場合は、その者を選任しないこと。

附属機関の委員の選任に当たっては、利害関係を有する者から選任することもあります。公正な審査や審議を行うために利害関係を有する者が委員となるのが適切でない場合は、その者が委員とならないよう十分配慮する必要があります。

(3) 可能な限り公募による委員の登用に努めること。

市民参加を得た中での行政運営の推進は、市民と行政とのパートナーシップの強化の実現を図るためにも、一層重要性を増してきています。市民参加を促進し、一層開かれた行政の構築を図るためにも、附属機関の委員の選任に当たっては、できる限り公募委員の枠を確保し、公募委員の選任に努めるものとするものです。

なお、附属機関においては、特別の専門知識を必要とするものなど、必ずしも一般市民を公募により委員とすることが、附属機関の性格に馴染まないものもあると考えられますが、公募による委員の選任は、本指針の重要な主眼であり指針の実効性を確保する上で必要とするものです。選出区分等の定めがある場合においても、その区分範囲内において公募による委員の選任が可能となるよう運用し、できる限り努めることとしたものです。

公募による委員の選任に当たっては、選考方法や基準について明確にした上で選考に当たるべきであり、市民に誤解の生じないように公正な運用をすべきであると考えます。

(4) 委員数は、20人以内とすること。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

附属機関の委員数は、法令で特に定めがある場合を除き、原則として20人以内とします。また、審議の充実や迅速化を図るため適正規模を検討し、委員の改選時期を目処に可能な限り縮小することとします。

(5) 附属機関の委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2

号に規定される特別職の公務員であり、代理出席は認められないことから、出席可能な委員を選任すること。

附属機関の委員は、非常勤の特別職としての身分を有し、特定の個人又は団体の特性に鑑みて選任したものであることから、一身専属的な役務の提供が求められます。こうしたことから、代理出席になじむものではないため、附属機関の会議に出席可能な者を選任する必要があります。

(6) 同一の附属機関における委員の在任期間は、12年までとすること。ただし、特定の職にある者を充てる場合及び専門分野の学識経験者を充てる場合は、この限りでない。

附属機関のあり方としては、より多くの市民の意見を反映させることが望ましいことから、一人でも多くの市民の参加を得るため、長期にわたる委員の在任が他の市民の参加の機会を少なくすることのないよう配慮するとともに、長期在任の委員が多くなることによって附属機関が硬直化することなどを避けるため、委員の在職年数を制限するものです。

在職年数については、通算して12年を超える再任は行わないものとし、これによって、2年任期の場合は6期（12年）まで、3年任期の場合は4期（12年）までとなります。なお、12年はあくまでも上限であって、再任に当たっては趣旨を理解の上、運用していくものです。

また、いわゆる充て職の者を選任する場合及び専門の知識を必要としており、その者の知識を必要とするなどの特別の場合は、実情に合わせ例外とします。

(7) 同一の者を委員として選任することができる附属機関の数は、5機関までとすること。ただし、特定の職にある者を充てる場合は、この限りでない。

同一人が多くの委員を兼ねることは、他の市民の参加の機会が少なくなり、全体として市政への市民の意見の反映が狭められると考えられること、また、委員としての責務を十分に果たし活動してもらうことから、委員の選任に当たっては、同一人の附属機関の委員の兼任数を制限しようとするものです。

ただし、充て職にある者については、その必要性を考慮し例外とします。

なお、委員の選任要件を各種の団体を代表する者とした場合、団体を代表する会長等が選任されることがありますが、このような場合、その団体の意思を尊重しなければなりません。できる限り指針の趣旨を理解してもらい、会長等に限らず、複数の

者の推薦を受けるなどして選任に当たるなどの運用が必要と考えます。

- (8) **女性委員の登用については、松戸市男女共同参画プランにおける女性委員の登用目標値の達成に努めること。**

附属機関への女性委員の登用は、当面は女性委員のいない附属機関の解消を図るとともに、松戸市男女共同参画プランにおいて女性委員の割合は40パーセントが目標値とされていることから、委員の選任に当たっては、この目標値の達成に努めることを重ねて示すものです。

- (9) **市議会議員については、執行機関と議決機関の権限を明確に分離し、相互に適正な抑制、均衡を図ろうとする地方自治制度の建前から、選任しないこと。ただし、他に適任者がいない場合において、専門的知識、経験等を理由に選任する場合については、この限りでない。**

市議会議員が委員になることについては、議決機関の議員が執行機関の附属機関に参加することは、それぞれの機関の権限を分立する趣旨から適当でないと言われております。また、本指針は、広く市民参加を求めるものであるという制定趣旨から、委員への選任は法令等により「充て職」として選任する場合又は他に適任者がいない場合において、個人の専門的知識、経験等を理由とする場合に限るものとし、できる限り議員の選任をしないことが望ましいとするものです。

- (10) **市職員の選任については、附属機関の特性に鑑み、附属機関の委員に含めることが必要と認められる場合に限ること。**

市職員が附属機関の委員になることについては、附属機関が行政への市民参加の一形態としてあること及び公正な行政執行のための審査をするなどの目的として設置されるものがあることを考慮すると、必ずしも委員として加わるのではなく、事務局として説明すれば足りるものもあることから、原則として附属機関の委員に職員は選任しないものとします。

しかし、事業の推進等のための協議や検討を目的とする附属機関もあり、このような附属機関においては、市職員が委員として参加している方が適切であるなど、市職員が委員として参加すべき必要性がある場合もあります。このような附属機関の設置目的、機能等の特性から判断し、市職員の委員への参加が必要である附属機関に限り、市職員を委員に選任することとするものです。

(会議の運営)

第5条 附属機関の会議は、設置目的を達成するため、委員の参加しやすい開催日時の調整に務めるとともに、スケジュール管理、論点整理等を行うことにより、効果的かつ効率的に行うこととする。

2 附属機関の会議は、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号)第32条に定めるところにより、原則として公開するものとする。

- (1) 会議を開催するときは、委員の参加に配慮した開催日時の調整に努めるとともに、会議スケジュールを事前に立て、効果的かつ効率的に目的を達成できるように求めるものです。同一事案について会議を重ねて開催したときは、論点整理等を行うなどの工夫をすることも必要です。開催日時を調整することにより、傍聴しやすくなる効果も期待されます。
- (2) 行政運営における説明責任が重要視されている近年、附属機関の会議においても、意思形成過程や意思内容等を明確にし、透明性の高い会議運営が求められていることから、本市における附属機関の会議については、特別な理由がある場合を除き、原則として公開することとするものです。

松戸市情報公開条例第3条では、「公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならない。」と規定し、「原則公開」の精神に立って、条例全体を適正に解釈し、運用しなければならない旨を定めています。そして、この条例の基本的な考え方に立って、同条例第32条では、「法令等の規定により公開することができないとされている場合を除き、その会議を公開するものとする」と規定し、会議を原則として公開することとしています。

なお、同条例第32条のただし書に規定されているように、会議において非開示情報が含まれる事項について審査、審議、調査等を行う場合、会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合については、当該会議を公開しないことができます。

しかしながら、附属機関の会議については、行政の意思決定や判断の前段として、市民の意見や有識者の見識を取り入れ、行政の意思形成の一翼を担う場合が多いものと考えられることから、このような意思形成に至る過程について公開することに意義があるものであり、同条例第7条第5号(審議、検討、協議情報)を安易に該当させ会議を非公開にすることは、会議を原則として公開することとした趣旨を損なうものとなります。したがって、同号を適用させる場合には、どのような支障が生ずるかについて具体的かつ客観的な理由が求められるので慎重に判断しなければなりません。

(概要の公表)

第6条 附属機関を設置したときは、速やかに、当該附属機関の概要を公表するものとする。

※ 附属機関を設置したときは、当該附属機関の名称、設置目的、所掌事項などを市民に公表し、市において何を行政課題として審議、検討等しようとしているのか明らかにすることにより、行政運営における透明性を確保するものです。

(委員名簿の作成)

第7条 附属機関を所管する課等の長は、新たに附属機関を設置したとき又は附属機関の委員に変更を生じたときは、当該附属機関の委員名簿を作成し、総務部総務課に提出するものとする。

※ この指針を適正に運用するために、他の附属機関の委員の選任状況を参考として、委員の選任に当たらなければならないため、附属機関の委員名簿を一元化して管理することが必要となります。よって、委員の委嘱をした担当課は、その都度、委員名簿を附属機関の会議の公開に関する事務を所掌する総務部総務課へ提出することを義務付けることとしたものです。

(懇談会等の設置及び運営基準)

第8条 懇談会等の設置及び運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会等の設置及び運営等に係る規程を定める場合においては、要綱等で規定すること。この場合において、懇談会等の設置が臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。
- (2) 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（定足数及び採決をいう。）による運営は行わないこと。
- (3) 懇談会等の名称については、附属機関と誤って受け取られるような「審査会」、「審議会」及び「調査会」の名称を用いないこと。
- (4) 懇談会等の所掌事務を規定するときは、附属機関と誤って受け取られるような「調停する」、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」及び「調査する」の表現を用いないこと。

- (1) 懇談会等を開催するに当たり、規程を定めるときは開催要綱等を定めることとしますが、必ずしも要綱等で規定せず、決裁をもって行うことも可能です。ただし、決裁をもって行う場合においては、決裁文を簡略化せず、要綱等で定める場合に準じて記載するようにします。また、懇談会等の設置が臨時的なものであるときは、設置の期限を設定し決裁、要綱等で明記することとしたものです。
- (2) 懇談会等に名称を付すときは、合議体としての組織であるとの誤解を招くことのないよう、「審査会」、「審議会」、「調査会」などの名称は使用しないこととしたものです。
- (3) 懇談会等は、合議体ではないことから、懇談会等の成立要件や意思決定のための定足数及び採決に関する規定を設けて運営することがないように留意する必要があります。

また、決裁や要綱等においては、「調停する」、「審議する」、「審査する」、「答申する」及び「調査する」といった附属機関と誤解を招くような所掌事務、設置目的等は設けないこととしたものです。
- (4) 懇談会等の参加者は、附属機関の委員と異なり、公務員（非常勤の特別職）ではないことから、公務員と誤認されるような辞令、委嘱状等の書面は交付せず、依頼文書で対応するようにします。
- (5) 懇談会等の参加者から聴取した意見、意見の傾向、開催の経緯等の取りまとめは、執行機関が必要に応じて行うようにし、懇談会等としての答申、建議、具申、提言、意見等、組織としての意思の表明は行わないようにします。

（事前協議）

第9条 新たに附属機関等を設置する場合又は既に設置されている附属機関等を廃止若しくは統合する場合は、総務部行政経営課に事前協議するものとする。

※ 新たに附属機関等を設置するに当たっては、同様類似の附属機関等がないか、設置期間を限定する必要はないかなどを検討の上、設置するべきであることから、総務部行政経営課と協議を行うこととするものです。

(見直し)

第10条 附属機関等の運営に当たっては、不断に活動実態を検証するものとし、次のいずれかに該当する附属機関等は、廃止又は統合するものとする。

- (1) 活動が不活発なもの
- (2) 目的が達成されたもの
- (3) 社会経済情勢等の変化により必要性が低下したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか行政の簡素・効率化の見地から廃止又は統合することが適当なもの

2 法律に設置義務がある附属機関であって、法令の改正等により廃止又は他の附属機関との統合が可能になったもの等については、見直しを検討するものとする。

※ 所期の目的を達成したにもかかわらず存続している、又は時間の経過とともに状況が変わっているにもかかわらず、依然として組織を存続させているなどの状況にある附属機関等については、見直しを行うものとしたものです。

附 則

- 1 この指針は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 審議会等の委員の選任等に関する指針（平成9年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この指針は、平成28年9月1日から施行する。